# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名	
	マツダ健康保険組合における 適用、給付及び徴収関係事務	重点項目評価書

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

マツダ健康保険組合(以下「当組合」といいます)は、適用、保険給付及び保険料徴収関係事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼす可能性があることを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

# 評価実施機関名

マツダ健康保険組合

# 公表日

平成29年7月21日

# 項目一覧

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	J添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続
	则添2) 変更簡所

## I 基本情報

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 適用、給付及び徴収関係事務 <制度内容> 健康保険組合は健康保険法(大正11年法律第70号)並びに行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等に基づき、医療 保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに加入者の健康の維持・増進、加入 者が受ける医療の質の向上を図ることを目的としている。 その目的を達成するため、当組合では、事業主と被保険者の代表による事業・運営計画の策定、 保険料の徴収、保険給付、診療報酬明細書の内容審査、健康診査や体力づくり等の保健事業、加入 者への広報活動等を行っている。 また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被 保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」と いう。)に委託することができる旨の規定が健康保険法に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険 者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者 の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者 等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー等」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに 接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金に一元的に委託することが可能になった。 当組合の加入者は、マツダ株式会社をはじめとする①加入事業所の従業者である被保険者及びその 被扶養者(一般加入者)、②事業所を退職するまで2ヶ月以上被保険者であった期間があり任意に継続 加入を申し出た者及びその被扶養者(任意継続加入者)で、いずれも後期高齢者医療保険制度の適用 年齢75歳に到達すると加入者の資格を喪失する。 当組合が行う事務のうち、番号法別表第一の第2項「健康保険法による保険給付の支給、又は 保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定める」 事務について、加入者の個人番号等の特定個人情報を以下の範囲で利用する。 1. 適用事務(加入者への保険給付や保険料徴収に当たって適用する資格関係情報等を取り扱う事務) (1)平成28年9月から、資格を有する加入者の個人番号を事業所または加入者から、あるいは別途の 適切な方法により収集し、登録する事務 (2)被保険者資格取得、資格喪失、被扶養者の異動等による資格の認定、資格関係情報変更の 事務処理に係る個人番号の確認、及び個人番号による資格関係情報等の参照 (3)事業所又は加入者から個人番号が取得できない場合や個人番号又は基本4情報を確認する必要 がある場合、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき支払基金を介して地方公共団体情報シス ②事務の内容 テム機構から個人番号や基本4情報を取得(※1) (4)平成29年5月以降、情報連携のために加入者の個人番号及び資格関係情報を中間サーバー等に 登録して、被保険者枝番を取得し、資格喪失や異動等の資格関係情報に変更があった場合、中間 サーバー等の登録情報を更新 (5)他の保険者から新規加入してきた被保険者やその被扶養者の資格認定に当たって確認情報が 必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失して いることを確認(※2) (6)健康保険被保険者証の再発行や高齢受給者証等の発行・管理事務に係る個人番号による対象者 の確認及び資格関係情報等の参照 (7)月額変更、算定、賞与等の標準報酬に係る届書に個人番号が記載されている場合の個人番号の 確認及び個人番号による資格関係情報等の参照 (※1)地方公共団体情報システム機構からの個人番号取得は、平成28年10月から平成29年3月の間は 電子記録媒体で行い、平成29年4月以降は中間サーバー等を介して即時照会又はファイルー括照会 する。本人確認の基本4情報は平成29年4月以降、中間サーバー等を介して即時照会又はファイル 一括照会する。なお、地方公共団体からの機構保存本人確認情報の取得は支払基金経由で行う。 (※2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金経由で行う。 2. 給付事務(加入者への給付決定に係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)傷病手当金、出産育児一時金、埋葬料等の給付に係る申請書に個人番号が 記載されている場合の個人番号の確認、及び個人番号による資格関係情報等の参照 (2)給付金の計算に係る個人番号による計算条件等の情報索引 (3)給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の 情報保有機関に照会し確認(※3) (4)情報連携のために、加入者の給付関係情報を中間サーバー等に登録 (5)限度額適用認定証等の給付関係証書類や医療費のお知らせ等の発行・管理事務に係る個人 番号による対象者の確認及び資格関係情報等の参照 (※3)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。 3. 徴収事務(保険料等の徴収に係る資格関係情報等を取り扱う事務) (1)任意継続被保険者の保険料等の計算に係る個人番号による計算条件等の情報索引 (2)任意継続被保険者の保険料徴収や未納管理、資格喪失時還付金等の保険料徴収に係る事務に ついて、個人番号による資格関係情報等の参照 く選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 ③対象人数 1万人以上10万人未満 ] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	健康保険組合事務基幹システム(以下「基幹システム」という。)	
②システムの機能	基幹システムは、既存の(1)適用関係機能、(2)給付関係機能、(3)徴収関係機能と新規の(4)個人番号管理機能の4つのシステム機能で構成される。 (1)適用関係機能(以下「適用システム」という) ・現存加入者の個人番号初期収集、登録、変更、削除 ・加入者の資格取得、喪失、異動、その他加入者情報の審査、登録、変更、削除 ・加入者及び加入者情報の検索、参照 ・その他、健康保険被保険者証、高齢受給者証、資格喪失証明書等の資格関係証書の発行、管理 (2)給付関係機能(以下「給付システム」という) ・給付申請の審査、登録、変更、削除 ・給付金計算 ・その他、限度額適用認定証等の給付関係証書の発行、管理、医療費のお知らせ等の作成 (3)徴収関係機能(以下「徴収システム」という) ・月額、算定、賞与等の標準報酬に係る届の審査、登録、変更 ・保険料計算 ・保険料の徴収、収納管理 (4)個人番号管理機能(以下「個人番号管理システム」という) ・個人番号を理機能(以下「個人番号管理システム」という) ・個人番号の重複登録の審査 (※)「識別番号」は、既存システムで被保険者および被扶養者を特定するために健康保険組合で発番した一意の番号で、事業所コード、証記号番号および続柄コード、従業員番号および扶養番号である。	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ○]その他 (中間サーバー等 )	
システム2		
①システムの名称	中間サーバー等	
②システムの機能	中間サーバー等は、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構(略称: J-LIS)に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバー等は、支払基金及び国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。(1)資格履歴管理事務に係る機能新規加入者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバー等に登録する。(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能(i)機関別符号取得他の情報保有機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。(ii)情報提供 情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。(iii)情報提供 情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成「情報提供等記録生成」情報提供等記録生成「協議と表別で表別を選手を表別である。(3)本人確認事務に係る機能(i)個人番号取得基本4情報(又はその一部)を基に、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報(個人番号)を取得する。(ii)基本4情報取得	
③他のシステムとの接続	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 庁内連携システム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 就務システム [ ] 税務システム [ ○ ] その他 (基幹システム )	

3. 特定個人情報ファイル名		
健康保険基幹情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番2 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第2条 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供)	
5. 情報提供ネットワークシ		
①実施の有無	<選択肢>         1)実施する         2)実施しない         3)未定	
②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第2 項番3	
6. 評価実施機関における	担当部署	
①部署	主担当:事務長補佐、 副担当:事務長	
②所属長	常務理事	
7. 他の評価実施機関		

なし

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

#### 1. 特定個人情報ファイル名 健康保険基幹情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1) システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) く選択肢と 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 ②対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ] 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 健康保険組合の加入者である一般被保険者及び任意継続被保険者とその被扶養者で、個人番号 ③対象となる本人の範囲 ※ を有する者 健康保険組合の事務を行う上で、加入者の資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を記録・ その必要性 管理する必要があるため。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 100項目以上 ] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ・識別情報 [ O ] 個人番号 [ ]個人番号対応符号 [〇]その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報 [O]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [O]連絡先(電話番号等) ] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 主な記録項目 ※ ] 国税関係情報 〕地方税関係情報 [ O ] 健康·医療関係情報 ] 児童福祉・子育て関係情報 Γ 〕医療保険関係情報 Γ 「 〕障害者福祉関係情報 ]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護·高齢者福祉関係情報 [ ]年金関係情報 ]雇用•労働関係情報 ] 学校•教育関係情報 ] 災害関係情報 ] その他 ( ) 対象者を正確に特定するために記録する必要がある。 ·個人番号: ・その他識別情報(内部番号):既存システムの識別番号を個人番号と紐づけ、資格や保険料の賦課・ 徴収、給付に関する情報を管理するために記録する必要がある。 その妥当性 •基本4情報、連絡先: 被保険者について、通知及び照会を行うために記録する必要がある。 •医療保険関係情報: 保険料の賦課・徴収、給付に関する事務処理を行い、通知及び照会を 行うために記録する必要がある。 全ての記録項目 別添1を参照。 5保有開始日 平成28年11月 部門制はなく、初期収集、適用、給付、徴収の各担当者 ⑥事務担当部署 3. 特定個人情報の入手・使用 [ 〇 ] 本人又は本人の代理人 ] 評価実施機関内の他部署 [O]行政機関·独立行政法人等 (日本年金機構、日本私立学校振興·共済事業団 ) ①入手元 ※ [O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町村、後期高齢者医療広域連合 ) 「〇 ] 民間事業者 ( 加入事業所 地方公共団体情報システム機構、国家公務員共済組合、国家公務員共済 (組合連合会、地方公務員共済組合、地方公務員災害補償基金、全国健康) [ 〇 ] その他 保険協会、国民健康保険組合、当組合以外の健康保険組合

②入手方法			[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ	
			[ ]電子メール [ 〇 ]専用線 [ ]庁内連携システム	
			[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム	
			[ 〇 ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム	
③使用目的 ※			I 基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」に記載した以下の事務処理で、個人番号を既存システムの識別番号と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 1. 加入者資格情報の更新管理、健康保険被保険者証等の発行・管理、異動・標準報酬関係帳票の資格情報確認 2. 給付申請帳票の資格情報確認・審査、給付金計算及び限度額適用認定証等の発行・管理 3. 保険料徴収や未納管理 また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた既存システムの識別番号で当該加入者の申請情報と照合・確認することに使用する。	
使用部署		使用部署	部門制はなく、初期収集、適用、給付、徴収の各担当者	
④使月	用の主体	使用者数	<選択肢>	
			I基本情報「1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容」に記載した以下の事務処理で、個人番号を既存システムの識別番号と紐付けて必要な情報を健康保険基幹情報ファイルから検索・参照する。	
@#5	n <del>+ </del> >+		1. 加入者資格情報の更新管理、健康保険被保険者証等の発行・管理、異動・標準報酬関係帳票の 資格情報確認 2. 給付申請帳票の資格情報確認・審査、給付金計算及び限度額適用認定証等の発行・管理の資格	
5)使户	用方法		情報確認	
			3. 保険料徴収の資格情報確認、保険料収納情報確認による未納管理また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要などき、中間サーバー等	
			を通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた 既存システムの識別番号で当該加入者の申請情報と照合・確認する。	
	情報の	の突合	・個人番号が記載された帳票の受付・登録処理を行う際に、個人番号に紐付けされた既存システムの 識別番号により基幹システムで管理している資格等の情報と突合することにより、正確な加入者の 確認や業務データの審査・内容確認を行う。 ・異動により既存システムの識別番号が変更されているとき異動前の資格情報項目と突合して同一人 の名寄せをし、必要な情報の履歴の参照を行う。 ・任意継続被保険者の加入処理を行う際に、それまで被保険者であった期間の資格情報項目と突合	
			して同一人の名寄せをし、正確な審査を行うために加入期間や被扶養者等を参照・確認する。 ・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワーク システムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存 システムの識別番号で該当加入者の申請情報と突合する。	
⑥使月	用開始日		して同一人の名寄せをし、正確な審査を行うために加入期間や被扶養者等を参照・確認する。 ・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワーク システムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存	
		青報ファイル(	して同一人の名寄せをし、正確な審査を行うために加入期間や被扶養者等を参照・確認する。 ・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワーク システムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存 システムの識別番号で該当加入者の申請情報と突合する。  平成28年11月25日  の取扱いの委託	
4. 特			して同一人の名寄せをし、正確な審査を行うために加入期間や被扶養者等を参照・確認する。 ・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワーク システムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存 システムの識別番号で該当加入者の申請情報と突合する。 平成28年11月25日	
4. 特 委託 <i>0</i>	定個人情		して同一人の名寄せをし、正確な審査を行うために加入期間や被扶養者等を参照・確認する。 ・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワーク システムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存 システムの識別番号で該当加入者の申請情報と突合する。  平成28年11月25日  の取扱いの委託  「会託する」  <選択肢> 1)委託する 2)委託しない	
4. 特 委託 <b>②</b>	定個人情 D有無 ※		して同一人の名寄せをし、正確な審査を行うために加入期間や被扶養者等を参照・確認する。 ・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワーク システムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存 システムの識別番号で該当加入者の申請情報と突合する。  平成28年11月25日  の取扱いの委託  「 委託する ] 〈選択肢〉 1)委託する 2)委託しない ( 4)件  システム導入、保守、改修、障害調査等 システム導入・設定作業、保守・点検、障害調査や復旧の作業	
4. 特 委託。 <b>委託</b> 。	定個人情 D有無 ※ 事項1 £内容		して同一人の名寄せをし、正確な審査を行うために加入期間や被扶養者等を参照・確認する。 ・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワーク システムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存 システムの識別番号で該当加入者の申請情報と突合する。  平成28年11月25日  の取扱いの委託  「 委託する ] 〈選択肢〉 ( 4)件  システム導入、保守、改修、障害調査等	
4. 特 委託。 ①委託 ②委託	定個人情 D有無 ※ 事項1 £内容		して同一人の名寄せをし、正確な審査を行うために加入期間や被扶養者等を参照・確認する。 ・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワーク システムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存 システムの識別番号で該当加入者の申請情報と突合する。  平成28年11月25日  の取扱いの委託  「	
4. 特 委託。 ①委託 ②委言 ③委言	定個人情 D有無 ※ 事項1 モ内容 モ先におけ モ先名		して同一人の名寄せをし、正確な審査を行うために加入期間や被扶養者等を参照・確認する。 ・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワーク システムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存 システムの識別番号で該当加入者の申請情報と突合する。  平成28年11月25日  の取扱いの委託  「 委託する ] 〈選択肢〉 1)委託する 2)委託しない ( 4)件  システム導入、保守、改修、障害調査等 システム導入・設定作業、保守・点検、障害調査や復旧の作業  「 10人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上	
4. 特 委託。 ①委託 ②委託	定個人情 D有無 ※ 事項1 モ内容 モ先におけ モ先名	る取扱者数	して同一人の名寄せをし、正確な審査を行うために加入期間や被扶養者等を参照・確認する。 ・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバー等を通じて情報提供ネットワーク システムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた既存 システムの識別番号で該当加入者の申請情報と突合する。  平成28年11月25日  の取扱いの委託  [ 委託する ] (選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4) 件 システム導入、保守、改修、障害調査等 システム導入・設定作業、保守・点検、障害調査や復旧の作業  (選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 5) 500人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 株式会社ニッセイコム	

委託事項2		中間サーバー等における資格履歴管理事務	
①委託内容		個人番号を利用した加入者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号 との紐付管理	
②委託先における取扱者数		<選択肢>	
③委詞	托先名	社会保険診療報酬支払基金	
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、 再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への 立ち入り調査に係る要件、その他当組合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び 再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む)の提出を受け、支払基金 と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、 決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	
	⑥再委託事項	中間サーバー等の運用・保守業務	
委託	事項3	中間サーバー等における情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務	
①委詞	托内容	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	
②委記	托先における取扱者数	<選択肢>	
③委詞	托先名	社会保険診療報酬支払基金	
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、 再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への 立ち入り調査に係る要件、その他当組合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び 再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む)の提出を受け、支払基金 と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、 決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	
	⑥再委託事項	中間サーバー等の運用・保守業務	
委託	事項4	中間サーバー等における本人確認事務	
①委託内容		地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び 本人確認情報の取得	
②委託先における取扱者数		<選択肢>	
③委託先名		社会保険診療報酬支払基金	
	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	⑤再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、 再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への 立ち入り調査に係る要件、その他当組合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び 再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む)の提出を受け、支払基金 と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、 決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する。(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)	
	⑥再委託事項	中間サーバー等の運用・保守業務	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 26 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件
DEIX 1974 OF IT IN	[ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第7号 別表第2に定める各情報照会者 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の各項 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第7号 別表第2に定める各事務 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
③提供する情報	番号法第19条第7号 別表第2に定める各特定個人情報 (別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	当組合の加入者である一般被保険者及び任意継続被保険者、特例退職被保険者とその被扶養者で、 個人番号を有する者。
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
6 6 提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
· 沙龙庆万法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	
6. 特定個人情報の保管・	消去
保管場所 ※	<ul> <li>&lt;基幹システムにおける措置&gt; 特定個人情報ファイルは、マツダ株式会社データセンター内のサーバーに保管・管理、申請(届)書等の帳票類はセキュリティ区域内(当組合事務所内のIC認証機能付ドア内執務スペース)に設置した専用保管庫に施錠保管・管理し、基幹システムに接続する専用PCや基幹システムに接続しない事務用PC、個人ロッカー・事務デスク内には一切保管しないよう規制している。 ・組合事務所:セキュリティ区域内に立ち入る訪問者の記録管理、施錠・開錠の記録管理、監視カメラ画像の記録管理 ・サーバー室(マツダ株式会社データセンター):IDカードによるセキュリティドア及びパスワード認証による立入りの制限、担当職員の入退室や操作ログの記録管理 ・保管庫:管理者による施錠、管理者による入出庫の立ち会い、入出庫の記録管理</li> <li>&lt;中間サーバー等における措置&gt; ・中間サーバー等は、許可された者のみが入退室できる管理対象区域に設置されている。</li> </ul>
7. 備考	
なし	

## (別添1)特定個人情報ファイル記録項目

[適月	月ファイル】
	入者情報項目>
	証記号番号
	扶養番号
	識別番号
-	<u> </u>
	<u>いっ</u> カナ氏名
-	
	性別
-	生年月日
-	加入区分(強制・任継・特退)
	本支部コード
L	事業所コード
	続柄コード
F	資格取得年月日
-	取得理由
	取得受付年月日
	資格喪失年月日
-	喪失理由
	喪失受付年月日
	証回収年月日
	証回収理由
	所属コード
	従業員番号
	郵便番号
	住所
	電話番号
Ī	喪失予定年月日
Ī	前納区分
Ī	改定年月
Ī	改定区分
-	標準報酬月額
Ī	報酬月額
ľ	賞与支払額
-	賞与支払年月日
	出記録項目>
-	氏名変更受付日
-	氏名変更年月日
	氏名変更理由
-	産休開始受付日 産休開始受付日
-	定休開始年月日 産休開始年月日
-	産休満了予定日
	產休終了受付日
	産休終了年月日 産休終了年月日
-	<del>注 (1) [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2]</del>
	育児休業開始年月日
	有児休業満了予定年月日 育児休業満了予定年月日
	育児休業終了受付日
-	育児休業終了年月日 育児休業終了年月日
-	<u> </u>
-	<u> </u>
}	
ļ	口座種別 口座番号
}	
_	名義人名
-	費項目> 公弗会也老来只
	公費負担者番号
	受給開始年月日-終了年月日

#### 【徴収ファイル】

【住以4人ノアイル】		
<任	意継続·特例退職保険料項目>	
	識別番号	
	前納区分	
	保険料収納記録	
	改定年月	
	改定区分	
	標準報酬月額	

<b>「給</b>	対ファイル】
	<u> </u>
\.	識別番号
/高	額介護合算療養費項目>
``_	給付年度
	自己負担額計算対象年月日(自-至)
	被用者保険加入年月(自-至)
	自己負担額合計
	自己負担額高齢者分再掲
	所得区分
く傷	病手当金支給項目>
	療養のため休んだ年月日(自-至)
	療養のため休んだ日数
	支給開始年月日-終了年月日
	支給期間
	支給額
<埋	葬料支給項目>
	死亡年月日
	埋葬年月日
	支給額
	支給年月日
ΖЩ.	在春児一時全頂日>

# <出産育児一時金項目>

性目に 吋並収日/
出産年月日
生産児数
死産児数
支給額
支給年月日

#### <出産手当金支給項目> 出産年日日

山生牛月口
出産のため休んだ期間(自-至)
出産のため休んだ日数
支給額
支給年月日

## <家族埋葬料支給項目>

被保険者との続柄
死亡年月日
埋葬年月日
支給額
支給年月日

# 

)(	族出産育児一時金支給項目>
	出産年月日
	生産児数
	死産児数
	支給額
	支給年月日

### 【個人悉是管理ファイル】

[1]	固人番号管理ファイル】
<	個人番号管理テーブル>
	個人番号
	被保険者枝番
	識別番号
	性別
	生年月日
	続柄コード
<	個人番号記録>
	登録年月日
	変更年月日-変更理由
	変更前個人番号
	削除年月日
	未登録理由
<	「被保険者枝番」記録>
	登録年月日
	変更年月日-変更理由
	変更前「被保険者枝番」
	削除年月日

### 【情報提供等記録項目】

処理番号
処理番号の枝番
事務名称
事務手続名称
情報照会者部署名称
情報提供者部署名称
提供の求めの日時
提供の日時
特定個人情報名称
不開示コード
過誤事由コード
被保険者枝番

#### 【本人確認項目】

その他条件 履歴情報
その他条件 消除者
その他条件 異動事由
主たる照会条件
事務区分(住基法)
事務区分(番号法)
住所
住所 (大字以降)
住民区分
個人番号
利用事由
変更状況
市町村コード
市町村名
性別
情報表示
氏名
氏名かな
照会対象期間終了 年月日
照会対象期間開始 年月日
照会対象期間 (照会基準日)
生存状況
生年月日
異動事由
異動年月日
異動有無
要求レコード番号

※中間サーバー等に保存される「委託区画 ファイル」、「副本区画ファイル」は、基幹システ ムで扱う特定個人情報ファイル(健康保険 基幹情報ファイル)の副本であることから、一 体のものとして評価を行っている。

#### ※個人番号と紐付ける既存システムの 「識別番号」

- ・事業所コード
- ・証記号番号
- ・ 続柄コード
- ・ 従業員番号
- ・扶養番号

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

健康保険基幹情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

#### リスク: 目的外の入手が行われるリスク

#### 【対象者以外の情報の入手を防止するための措置】

- 〇本人から個人番号を入手する場合の措置(郵送または対面による入手)
  - ・機関紙や当組合Web等で直接組合に個人番号の提出が必要な加入者の要件を明示して周知する。
     ・郵送又は対面により個人番号を入手する場合は、番号法第16条(本人確認の措置)に則り本人確認書類を提出させて本人確認を行い、合わせて資格情報を参照して個人番号の入手が必要な加入者であることを確認する。
- 〇加入事業所から個人番号を入手する場合の措置
  - ・機関紙や当組合Web等で、事業所に個人番号の提出が必要な加入者の要件を明示して周知する。
- ・事業所に対し、個人番号の収集が必要な加入者と必要ない加入者を明示した収集要領を通知する。
- ・事業所が個人番号を収集する際、番号法第16条(本人確認の措置)に則り本人確認を実施するよう 収集要領に記載して通知し、これを求める。
- ・事業所から提出を受けたとき、組合で資格情報を参照して個人番号の入手が必要な加入者であることを確認する。
- 〇地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から支払基金経由で機構保存本人確認情報をオンラインで 入手する場合の措置
  - <取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置>
  - ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については基幹システム に情報登録を行わず、速やかに削除する。
  - ・当組合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。
- <中間サーバー等における措置>
- ・当組合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバー等が照会要求や結果送信を制御してい
- OJ-LISから支払基金経由で機構保存本人確認情報を電子記録媒体で入手する場合の措置 <取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置>
- ・複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果は基幹システムに情報登録を行わない。
- ・当組合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。

### リスクに対する措置の内容

#### 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置】

- 〇本人から個人番号を入手する場合の措置(郵送または対面による入手)
- ・機関誌や当組合Web等で、個人番号の記載が必要な帳票の種類、様式、記載説明を明示、周知し、 被保険者に不必要な個人番号を記載させないように努める。
- ・当組合で定めた様式以外の帳票は受け付けない。
- ・個人番号の記載が必要ない帳票に個人番号が記載されている等、必要外の記載がされている場合、

·、 該当箇所をマスキングする。

- 〇加入事業所から個人番号を入手する場合の措置
- ・事業所に個人番号の記載が必要な帳票の種類、様式、記載説明を通知し、被保険者に当該事務に 不必要な個人番号を記載させないように努める。
- ・当組合で定めた様式以外の帳票は受け付けない。
- ・個人番号の記載が必要ない帳票に個人番号が記載されている等、必要外の記載がされている場合、該当箇所をマスキングする。
- ○J-LISから支払基金経由で機構保存本人確認情報をオンラインで入手する場合の措置 <中間サーバー等における措置>
- ・統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインターフェイス仕様に沿って 行われることにより、必要以外の情報の入手を防止している。
- ○J-LISから支払基金経由で機構保存本人確認情報を電子記録媒体で入手する場合の措置 <取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置>
- ・電子記録媒体により情報を入手する場合には、あらかじめ定められたフォーマットで情報のやりとりが 行われることにより、必要以外の情報の入手を防止している。

#### 【入手の際の本人確認の措置】

- 〇本人から個人番号を入手する場合の措置(郵送または対面による入手)
  - ・郵送又は対面により個人番号を記載した帳票の受付けをする際、番号法第16条(本人確認の措置) に則り本人確認書類を提出させて本人確認を行う。
  - ・被扶養者の個人番号を帳票に記載するとき、その本人確認は被保険者が行う。
- ○加入事業所から個人番号を入手する場合の措置>
- ・事業所が個人番号を収集する際、番号法第16条(本人確認の措置)に則り本人確認を実施するよう 収集要領に記載して通知し、これを求める。

#### リスクへの対策は十分か

十分である

1) 特に力を入れている

<選択肢>

- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

#### 【不適切な方法で入手が行われることを防止するための措置】

- 〇本人から個人番号を入手する場合の措置(郵送または対面による入手)
- ・機関誌や当組合Web等に、帳票は郵送または対面により組合に提出することを明示して周知を図り、それ以外の方法では入手しない。
- ・郵送又は対面により個人番号を記載した帳票の受付けをする際、番号法第16条(本人確認の措置)に則り本人確認書類を提出させて本人確認を行い、本人確認ができない場合は受付けない。
- 〇加入事業所から個人番号を入手する場合の措置
- ・事業所が個人番号を収集する際、番号法第16条に則り本人確認を実施するよう収集要領に記載して通知し、これを求める。
- ・帳票に事業所名と事業所印の押印を求めて、真正性を確認する。
- ・事業所が電子記録媒体で帳票を届出る場合、パスワード、暗号化処置をした媒体以外は受付けない。
- ・事業所が帳票をデータ送信で届出るする場合、認証手続き、暗号化等の手順を経たGDEx以外の方法では受付けない。
- OJ-LISから支払基金経由で機構保存本人確認情報をオンラインで入手する場合の措置

<中間サーバー等における措置>

- ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。
- OJ-LISから支払基金経由で機構保存本人確認情報を電子記録媒体で入手する場合の措置

<取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置>

・入手した電子記録媒体を媒体管理簿に記載し、保管庫に施錠保管されるもの以外は使用しない。

#### 【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失することを防止するための措置】

- 〇本人から個人番号を入手する場合の措置(郵送または対面による入手)
- ・当組合Web等で、郵送による提出には書留等を用いることを啓発し、誤送付のないよう送付先を規定の様式に印字する。
- ・特定個人情報が記載された書類は管理簿に記載(文書保存規程で指定された帳票を除く)して速やかに保管庫に施錠保管する。 また、書類を使用後は文書保存規程に従って保管及び廃棄措置をする。
- 〇加入事業所から個人番号を入手する場合の措置
  - ・加入事業所から届けられた書類は送付伝票と内容・数量を照合確認した上で、受領書を起票する。(可能な場合当組合で様式作成)
- ・特定個人情報が記載された書類は管理簿に記載(文書保存規程で指定された帳票を除く)して速やかに保管庫に施錠保管する。 また、書類を使用後は文書保存規程に従って保管及び廃棄措置をする。
- ・電子記録媒体による入手は、パスワード、暗号化を行ったうえで施錠可能なケースに収納して搬送するよう求める。
- ・事業所から入手した電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、保管庫に施錠保管する。
- ・電子記録媒体に記録されたデータはウィルスチェックを行い、読み込んだ件数を加入事業所にメール、書類等で知らせる。
- ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
- 〇入手した情報の登録·確認をする基幹システム専用PCにおける措置
- ・基幹システム用PCにはファイアウォール、ウィルス対策ソフトを導入してパターンファイルを随時更新しておく。
- ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受を行う基幹システム用PCを特定し、それ以外の基幹システム用PCにおいては電子記録媒体、フラッシュメモリの使用(書き込みや読み出し)ができないよう(特定個人情報を扱うメニューに進めないよう)システム的に制御する。
- ・基幹システム用PCはインターネット等外部ネットワークと隔離する。
- ・特定個人情報にアクセスする権限が与えられていない職員等が専用端末を使用する場合、特定個人情報へのアクセスができないようシステム的に制御する。
- OJ-LISから支払基金経由で機構保存本人確認情報をオンラインで入手する場合の措置

<中間サーバー等における措置>

- ・中間サーバー等と当組合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合は IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
- OJ-LISから支払基金経由で機構保存本人確認情報を電子記録媒体で入手する場合の措置

<取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置>

- ・入手した電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、保管庫に施錠保管する。
- ・保管の必要がない使用済みの電子記録媒体は、シュレッダーで粉砕し破棄する。
- ・電子記録媒体は暗号化し、施錠した搬送容器で持ち運ぶこととしている。また、開錠及び復号化するパスワードは別途通知を行う。

#### 3. 特定個人情報の使用

#### リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

The property of the property o				
リスクに対する措置の内容	【目的外の紐付けを防止するための措置】 ・基幹システムは、既存システムの識別番号と個人番号を紐付けて管理し参照が可能であるが、個人番号を用いない事務処理においては個人番号にアクセスできないようシステム的に制御する。 ・特定個人情報ファイルを取り扱う事務に記載した事務においても、ログイン時には個人番号のアクセスや個人番号の入力、参照、表示等の紐付け機能を遮断した状態に設定されていて、必要がある場合のみアクセス権限がある職員等に限って設定を切り替え紐付けできるようシステム的に制御する。 ・特定個人情報にアクセス権限のない職員等がシステム操作をする場合、いかなる方法によっても個人番号にアクセスできず、個人番号の参照、表示等、紐付けができないようシステム的に制御する。			
	【事務に必要のない情報との紐付けを防止するための措置】 ・特定個人情報ファイルを取り扱う事務に記載した事務以外は、いかなる方法によっても個人番号のアクセスや個人番号の入力、参照、表示等ができないようシステム的に制御する。 ・特定個人情報にアクセス権限のない職員等がシステム操作する場合、全ての事務処理において個人番号にアクセスできず、個人番号の参照、表示等ができないようシステム的に制御する。			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である			

3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職	哉員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク
ューザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	○基幹システムにおける措置 ・全てのシステム利用者は、発行されたユーザーID、登録したパスワードでログイン認証を行う。 ・共有のユーザーIDは使用しない。 ・全てのシステム利用者に、各人が取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限(アクセス権限)の有無を設定し、ユーザIDと合わせて管理簿に記載、管理する。 ・アクセス権限が付与されたシステム利用者以外は個人番号を取り扱えないようシステム管理・制御機能に設定して、システム的に制御する。 ・アクセス権限を付与するシステム利用者は最小限に限定する。 ・パスワード有効期間を設けて、定期的に変更するようシステム的に制御する。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないようシステム管理・制御機能から抹消する。 ○取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置 〈取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置〉 ・中間サーバー等を利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDと合わせて管理簿に記載、管理する。 ・共用のユーザIDの使用を禁止する。 ・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。 〈中間サーバー等における措置〉 ・統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバー等で制御している。
その他の措置の内容	「アクセス権限の発効・失効管理」
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【従業者が事務外で使用することを防止する措置】

- 〇基幹システムにおける措置
- ・アクセス権限がある職員等でも、I 基本情報「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」に記載した事務メニュー以外からは個人 番号や特定個人情報ファイルにアクセスできないようシステム的に制御する。
- ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受に専任された最小限の職員等以外は、特定個人情報ファイルの複製・出力 等ができないよう(専任者のID以外のIDでは特定個人情報を扱うメニューに進めないよう)システム的に制御する。
- ・定期的に操作ログをチェックし、必要のないアクセスが行われていないか監視する。
- ・職員等に対して、特定個人情報の適切な取扱いを理解させることを目的として定期的に研修を行う。
- 〇中間サーバー等における措置
- ・統合専用端末を利用した情報照会依頼時等において、当組合の職員に許可された事務/事務手続のみ取り扱うことができるよう 中間サーバー等で制御している。

#### 【特定個人情報ファイルが不正に複製されることをけん制・防止する措置】

#### ○基幹システムにおける措置

- ・基幹システム用PCから特定個人情報ファイルの複製や出力(ダウンロード保存)ができないようシステム的に制御(特定個人情報 を取り扱う業務を任されていない職員のPCでは特定個人情報を扱うメニューに進めないようしたり、特定個人情報を取り扱う業務を 任されていない職員のIDでは特定個人情報を扱うメニューに進めないよう)する。
- ファイルバックアップ用及び統合専用端末との情報授受を行う基幹システム用PCを限定し、それ以外のPCは電子記録媒体及び フラッシュメモリの使用(書き込みや読み出し)ができないよう物理的に制御(USBポートをロック)する。
- ・バックアップファイルは暗号化し、入退室管理をしたサーバ室内に保管する。
- ・電子記録媒体は管理簿に記載し、保管庫に施錠保管する。
- ・保管する必要がない使用済の電子記録媒体はシュレッダーで粉砕し破棄する。
- ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持出しが行われていないか監視する。 〇取りまとめ機関及び中間サーバー等における措置
- <取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置>

委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。

- ・中間サーバー等を利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。
- ・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に責任者の承認を得る。
- ・加入者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。
- ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。

#### <中間サーバー等における措置>

- ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末を利用して当組合の職員が情報提供等記録をファイル出力(ダウンロード)※ する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみ しか複製できないよう制限している。なお、基幹システムの専用端末を利用して当組合の職員が情報提供等記録をファイル出力 (ダウンロード)することはできない。
- ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して当組合の職員がファイル出力(ダウンロード)※する 際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。なお、基幹システムの 専用端末を使用して当組合の職員が副本区画のファイル出力(ダウンロード)を行うことはできない。また、基幹システムの専用 端末を使用して当組合の職員が委託区画のファイル出力(ダウンロード)を行う際は、当該アクセス可能な項目のみしか複製でき ないよう制限している。
- ※統合専用端末にファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステム から取得した特定個人情報を基幹システムに取り込むために必要となる。

#### 【特定個人情報の使用を記録し監視する措置】

#### ○基幹システムにおける措置

- ・個人番号の登録や更新、情報検索、個人番号を含むデータ表示機能等の使用、及び特定個人情報ファイルへのアクセスなどに ついて、システム操作ログを自動的に記録する。
- ・操作ログには、処理年月日、時間、操作者等を記録する。
- ・操作ログは一定期間保管し、不正アクセスや事故が疑われるときに点検し追跡できるようにする。
- ・システム管理責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題発生時に操作ログを確認し不正な運用が行われていないか点検する。 〇取りまとめ機関及び中間サーバー等における措置
- <取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置>
- ・中間サーバー等の使用について、システム管理責任者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、 不正な運用が行われていないかを点検する。
- <中間サーバー等における措置>
- ・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録している。

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ]委託しない リスク: 委託先における不正な使用等のリスク 委託契約書中の特定個人情 <選択肢> 報ファイルの取扱いに関する 定めている 1 1) 定めている 2) 定めていない 規定 【アプリケーション・パッケージ ソフトウェア・サポート・サービス契約】の規定 情報を取り扱う従業者の限定と明確化(3条) ·秘密保持義務(12条) ・個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製を要する場合の書面承諾取得(13条) 再委託の禁止(13条) 【特定個人情報等の取扱に関する契約書】の規定 規定の内容 ・事業所内からの特定個人情報を持出す必要がある場合の手続(3条) ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法(3条) ・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化(3条) ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け(5条) ・従業者に対する監督・教育(6条) ・委託先への監査、立入り調査(9条) ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任(11条、12条) ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去(15条) …以上、ニッセイコム <選択肢> 再委託先による特定個人情 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない 報ファイルの適切な取扱いの 十分に行っている Γ 1 4) 再委託していない 担保 再委託契約に次の事項を盛り込むこととし、委託先による再委託先に対する必要かつ適切な監督 のもと再委託先において安全管理措置が講じられていることを確認する。再委託先が更に委託する 場合においても同様に取り扱うものとする。 秘密保持義務。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。 特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 具体的な方法 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立入り調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 等。 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け …以上、支払基金 【特定個人情報ファイルの取扱いの記録】 <当組合事務所に来て行う委託業務における措置> ・基幹システム専用PCを使用して行う業務は、組合職員等と同様に特定個人な情報ファイルへの アクセスログを記録し一定期間保管して、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミング でログをチェックする。 ・システムの保守・点検等の作業で稼動確認テストを行う場合は、作業内容の記録、報告を行わせ一定 期間保管する。 その他の措置の内容 <委託先事業所で行う委託業務における措置>(取りまとめ機関以外の委託先) ・紙帳票からデータファイルを作成する委託がある場合は、一時ファイルの作成から削除までのアクセス ログの記録を義務付け一定期間保管させ、定期または不定期に視察、立入り調査すること、また必要 によって操作ログの提出を求めることを契約条件とする。 <取りまとめ機関における措置> □取りまとめ機関で行う委託業務における措置 ・操作ログを中間サーバー等で記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

#### 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

### 【特定個人情報の提供ルール】

- ○組合事務所に来て行う委託業務における措置
- ・組合事務所内で特定個人情報ファイルのアクセスに使用する基幹システム用のPCには、セキュリティソフト等で電子記録媒体への 書き込み(取り出し)ができないようシステム的な制御をして情報の持ち出しができないようにするか、健康保険基幹情報ファイル へのアクセスログを記録する。
- 〇委託先事業所で行う委託業務における措置(取りまとめ機関以外の委託先)
- ・特定個人情報の提供及び返却時には預かり証に記入して確認し、一定期間保存する。
- ・返却を求めず消去や廃棄をする場合には、返還確認書にその旨記録する。
- ・提供及び返却時に搬送する方法は、施錠可能なケースに格納した上で搬送することを義務付ける。
- ・電子記録媒体で提供及び返却する時は、暗号化、パスワード設定を行うこととする。
- ・目的以外の使用、複写・複製を禁止し、必要と判断したときは委託契約に定める調査権に基づき、立入調査や報告を求める。

5. 特定個人情報の提供・移車	₹(委託や情報提供ネットワー <i>☆</i>	クシステム	を通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転 に関するルール	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
ルール遵守の確認方					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[	]	く選択版> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(す する措置	会託や情報提供ネットワークシス	くテムを通り	こた提供を除く。)におけるる	その他のリスク及びそのリスクに対	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入 <sup>1</sup>	手) [ ]接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行っ	われるリスク				
リスクに対する措置の内容	の発行と照会内容の照会許情報提供ネットワークシステープまり、番号法上認められたセキュリティリスクに対応して②支払基金の職員が統合専用ログイン時の職員認証の他にいるため、不適切な統合専用	置> 報提供照情報 明知の は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	トワークシステムに情報照 スト(※)との照合を情報提 提供許可証を受領してから 以外の照会を拒否する機能 用して情報照会依頼及び情 用端末の操作履歴(操作ロ 作や不適切なオンライン連 ごとに情報照会者、情報提	措置を講じている。 会を行う際には、情報提供許可証 供ネットワークシステムに求め、 情報照会を実施することになる。 き備えており、目的外提供や 情報照会結果の確認等を行う際、 グ)を中間サーバー等で記録して 携を抑止する仕組みになっている。 供者、照会・提供可能な特定個人	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク2: 不正な提供が行われ	るリスク				
リスクに対する措置の内容	入手し、中間サーバー等にも個人情報の提供の要求である情報提供ネットワークシステ提供許可証と情報照会者へ生成して送付することで、特別 ③特に慎重な対応が求められし、特定個人情報が不正に提供される④支払基金の職員が統合専用ログイン時の職員認証の他に	置> おいまない おいまれる かいまれる かいこう おいまい はいかい はい はい はい はい はい はい はい ない はい かい はい かい はい かい はい かい いい はい かい いい はい かい いい いい はい かい いい いい いい いい はい かい いい	を照会許可用照合リストを情照会許可用照合リストに基力を実施している。 是供を行う際には、情報提供とめの経路情報を受領し、既然が不正に提供されるリスクシいでは自動応答を認し、提対応している。 用して情報照会依頼及び情明端末の操作履歴(操作ロ作や不適切なオンライン連	情報提供ネットワークシステムから でき情報連携が認められた特定 共ネットワークシステムから情報 照会内容に対応した情報を自動で	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク	及びそのり	リスクに対する措置		

- <統合専用端末と基幹システムとの間の情報授受に係るリスク対策>
  - ・統合専用端末と基幹システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与された者以外が情報授受に係る業務ができないようシステム的に制御する。
- ・情報授受で電子記録媒体(外付けHDD)に複製する場合、不必要な複製を防止するため、HDDは専用機器のみを使用し、使用した 都度データを削除し、削除後は指定キャビネットで施錠保管する。
- ・情報授受に用いる電子記録媒体が使用ができる基幹システムの専用端末を限定し、それ以外の専用端末では使用しないようUSBポートをロックする。
- ・統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データは全て削除する。
- 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。
- <中間サーバー等における措置>
- ①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、 統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバー等で記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン 連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバー等にて担保されており、不正な名寄せが行われる リスクに対応している。
- ③中間サーバー等と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用する ことにより、安全性を確保している。
- ④中間サーバー等と医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
- ⑤中間サーバー等では、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サー バー等を利用する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事 問知	枚発生時手順の策定・	[ 十分に行	テっている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行 3) 十分に行っていな	テっている 2) 十分に行って :い	いる
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし	]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	
	その内容						
	再発防止策の内容						
その作	也の措置の内容	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ワ置の能置怒或に電能知用日ク字等が、「「「「「「「「」」」」でする。「「」」では、「「」」」では、「「」」」では、「」」に、「」」に、「」」に、「」」に、「」」に、「」」に、「」」に、「」」	よ 装計置髯 執置ポー充 のす 、アペのへは末 合小一】寺よン等 くに通る 置ち を 務消ト小専 一こ ・ Cアーッア他イ 運接以 個シュ導 策には入 へ込 取 ス火ガ等用 タで ・ 基ウフチセック 用続外 人アクス・フロン	D 制 設禁 扱 に	きした場合は可)  (基域) >  止、休憩時の利用可能場所外の通路に設置者が実施)要な場合は管理者が実施が要な場合は管理者が実施が要の事用端末を限定  (基場所への入退室記録管理ない、フークと論理的に隔離  「おいまう分離、等ではいまう分離、等ではいまるが、中間サーバがなどの脅威がらネットワとに対していまるが、中間サーバがなどの脅威が止を行うととになっていた。	、監視カメラ 、一等は クを、ログ もに、ログ
リスク	への対策は十分か	[ 十分	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 3) 課題が残されてい	へる 2) 十分である いる	

#### 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【特定個人情報ファイルの保管期間】

- ・紙媒体の保管期間は3年とする。
- ・当組合の「文書保存規程」に規定された特定個人情報の保存期間が3年であることを踏まえ、基幹システム内の特定個人情報についても、資格喪失後、同保存期間を経過するまでは保管する。
- ・中間サーバー等内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、加入者が当組合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。
- ・情報提供等記録項目については、7年間保管する。
- ・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。

#### 【異動・変更が反映されず特定個人情報が保管され続けることを防止する措置】

#### <基幹システムにおける措置>

- ・被扶養者については年1回、現況確認により情報の更新を実施する。
- ・加入者や加入事業所に対し、当組合の機関誌、Webページ等で、異動・変更を速やかに届出るよう周知を図る。
- く取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置>
- ・加入者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバー等の委託区画又は副本区画の情報を 登録・更新する。

#### 【特定個人情報が消去されずにいつまでも存在することを防止する措置】

#### <基幹システムにおける措置>

- ・喪失日から保管期間が経過した加入者を定期的にシステムで検出し、消去機能を使って消去する。
- <取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置>
- ・資格審査時に中間サーバー等の運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結果、資格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。
- ・特定個人情報の保管期間を超えた加入者について、中間サーバー等委託区画に登録されている資格情報を削除する。
- ・また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。

#### 【運用上のルールによる措置】

- ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底
- ・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施
- ・保存満了分文書の溶解処分業者による廃棄の実施
- ・書類または電子記録媒体の搬送時の所在追跡可能な手段の実施
- ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退社時の施錠の実施
- 離席時のスクリーンセーバーまたはシャットダウン
- ・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報が復元不可能な形態での消去の実施
- ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施
- ・メディア媒体専用シュレッダーによる使用済みメディアの廃棄の実施
- ・電子記録媒体からデータを読み込む前のウィルスチェックの実施

#### 【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】

平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示、平成27年10月15日施行の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応 について」に基づき、次の対応を行う。

- (1)事業所内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。
- (2)事実関係を調査し、番号法違反または番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明」を行う。
- (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
- (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し」、速やかに実施する。
- (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係および再発防止策等について、速やかに公表する。
- (6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。
  - また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。

8. 監査					
実施の有無	[ <b>O</b> ] 自己点検	[ 〇 ] 内部監査	[ ]外部監査		
9. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	] <選択肢> 1)特に力を入れ <sup>-</sup> 3)十分に行ってし	て行っている 2) 十分に行っている かない		
具体的な方法	・違反行為による損害賠償を請求 ・これらの措置、処分について就動 く取りまとめ機関が定める当組合	個人情報管理規定および取扱いの教育を全職員等に行扱いの教育を全職員等に行発を図るため、テストやレス、影響、再発防止策等を全避の方策や改善案等を職口グラムがあれば交代でがルについて意見交換等が、と響の重大性に応じて、戒行することがある。 業規則に定め、周知する。 はの運用における措置> まにおける操作について、原	双扱要領等の教育を行う。 でする。 ポート提出を行う。 職員等に周知する。 員等に考えさせ提案させる。 診加させる。		
10. その他のリスク対策					

なし

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	住所 郵便番号734-0064 広島県広島市南区小磯町1番1号 名称 マツダ健康保険組合 電話 082-287-4644			
②請求方法	á組合所定の様式による書面で、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 ・様式1 保有個人データ等開示依頼書 ・様式2 保有個人データ等利用停止等依頼書			
③法令による特別の手続	なし			
④個人情報ファイル簿への不 記載等	なし			
2. 特定個人情報ファイルの	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
①連絡先	住所 郵便番号734-0064 広島県広島市南区小磯町1番1号 名称 マツダ健康保険組合 電話 082-287-4644			
②対応方法	・問合せ受け付け時に受付票を起票し、内容および対応、経過等について記録を残す。 ・重要度や緊急度のランク付けを行い、対応体制や回答期限を設定する。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問合わせは、理事長へ報告の上、対応を決定する。			

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年6月15日
②しきい値判断結果	[ 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】
①方法	なし
②実施日・期間	なし
③主な意見の内容	なし
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	なし
②方法	なし
③結果	なし

# (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 一②事務の内容	「制度内容」、「事務内容」を記述	「制度内容」に、診療報酬支払基金を通じて他機関との情報連携(情報照会・提供)を行うことを追加した。 「事務内容」の1.適用事務、2.給付事務に、他機関への情報照会・提供事務を追加した。	事後	その他の項目の変更であり事 後で問題ない
平成29年6月15日	I " 2. 事務において使用する ファイル	(なし)	新たに、情報連携に係る「中間サーバー等」を 「システム2」として記載した。	事後	その他の項目の変更であり事 後で問題ない
平成29年6月15日	I " 4. 個人番号の利用 一法令上の根拠	「番号法」のみ記載	情報連携に係る、「住民基本台帳法」を追加した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるため、事後でも問題ない
平成29年6月15日	I " 5. 情報提供ネットワークに よる情報連携	(なし)	新たに、情報連携を実施することと法令上の根 拠を記載した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるため、事後でも問題ない
平成29年6月15日	<ul><li>Ⅱ 特定個人情報ファイル概要</li><li>3. 特定個人情報の入手・ 使用</li></ul>	本人及び加入事業所から入手すること、使用目 的、使用方法等	情報連携により入手することや入手した情報の 使用目的、使用方法等を追加した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるため、事後でも問題ない
平成29年6月15日	II " 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託	「委託事項2」に特定個人情報データの保管を委託しているマツダ(株)を記載	データの保管のみで、「取り扱わない」ため削除 した。	事後	そもそも評価書に記載する必 要がなかった
平成29年6月15日	II " 4. 特定個人情報ファイルの 取り扱いの委託	(なし)	新たに、情報連携に係る支払基金への業務委 託を「委託事項2」~「委託事項4」に追加した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるため、事後でも問題ない
平成29年6月15日	II " 5. 特定個人情報の提供・ 移転	(なし)	新たに、情報連携に係る情報提供先26機関を 記載した。(別紙1として評価書に添付)	事後	その他の項目の変更であり事 後で問題ない
平成29年6月15日	II // 6. 特定個人情報の保管・消 去	基幹システムにおけるセキュリティ措置を記述	<基幹システム>のセキュリティについて、事務所移転前の内容から移転後の内容に変更した。 く中間サーバー>のセキュリティについて追加した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるた め、事後でも問題ない
平成29年6月15日	II " 別添1. 特定個人情報ファ イル記録項目	「適用ファイル」「徴収ファイル」「給付ファイル」 「個人情報ファイル」の記録項目を記載	中間サーバー等に保存される「情報提供等記録 項目」及び「本人確認項目」を追加した。	事後	その他の項目の変更であり事 後で問題ない
平成29年6月15日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 ーリスク1	「本人から入手する場合の措置」「加入事業所 から入手する場合の措置」を記述	「地方公共団体情報システム機構から支払基金 経由で機構保存本人確認情報を入手する場合 の措置」の項を追加した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるため、事後でも問題ない

平成29年6月15日	Ⅲ ″ 2. ″ -その他のリスク	「本人から入手する場合の措置」「加入事業所から入手する場合の措置」「入手した情報の登録・確認をする基幹システムの専用端末における措置」を記述	「加入事業所から入手する場合の措置」に電子記録媒体のパスワード・暗号化、施錠可能なケースで搬送すること、を追加した。「基幹システムの専用端末における措置」に特定個人情報にアクセス権限がない職員等の使用をシステム的に制御することを追加した。「地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置」の項を追加した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるため、事後でも問題ない
平成29年6月15日	Ⅲ " 3. 特定個人情報の使用 ーリスク2	「基幹システムにおける措置」を記述	情報連携に係る、「取りまとめ機関及び中間 サーバー等における措置」の項を追加した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるため、事後でも問題ない
平成29年6月15日	皿 " 3. 特定個人情報の使用 ーその他のリスク	「基幹システムにおける措置」を記述	「基幹システムにおける措置」に、電子記録媒体の管理簿記載、保管庫に施錠保管、不正持出しの監視等を追加した。 情報連携に係る、「取りまとめ機関及び中間サーバー等における措置」の項を追加した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるため、事後でも問題ない
平成29年6月15日	Ⅲ " 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	「当組合事務所に来て行う委託業務における措置」、「委託先事業所で行う委託業務における措置(取りまとめ機関以外の委託先)」を記述	情報連携に係る、「取りまとめ機関で行う委託業 務における措置」の項を追加した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるため、事後でも問題ない
平成29年6月15日	Ⅲ " 6. 情報提供ネットワークシス テムとの接続	(なし)	新たに、情報ネットワークシステムとの接続に係る「リスク1」、「リスク2」及び「その他のリスク及びその他のリスクに対する措置」を記載した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるため、事後でも問題ない
平成29年6月15日	Ⅲ " 7. 特定個人情報の保管・消 去 一その他の措置	「サーバー室、セキュリティ区域における措置」、 「基幹システムにおける措置」について記述	【物理的対策】に、「中間サーバー等における措置」の項を追加した。 【技術的対策】に、「取りまとめ機関が定める当組合の運用における措置」の項を追加した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるため、事後でも問題ない
平成29年6月15日	Ⅲ " 7. 特定個人情報の保管・消 去 一その他のリスク	「基幹システムにおける措置」を記述	情報連携に係る、「取りまとめ機関が定める当 組合の運用における措置」の項を追加した。	事後	重要な項目の変更であるが、 任意に実施する評価であるため、事後でも問題ない

### 別紙1「特定個人情報の提供先一覧」 (1/2)

	提供先※	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第2 第1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うことされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する 法律による医療に関する給付の支給又は保険料 の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情 報」という。)であって主務省令で定めるもの
2	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第2 第2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
3	健康保険組合	番号法第19条第7号 別表第2 第3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
4	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第2 第4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚 生労働大臣が行うこととされた船員保険 に関する事務であって主務省令で定める もの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
5	全国健康保険協会	番号法第19条第7号 別表第2 第5項	船員保険法による保険給付の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
6	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第2 第9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で 定めるもの
7	市町村長	番号法第19条第7号 別表第2 第12項	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第21条の5の30に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
8	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第2 第15項	児童福祉法による障害児入所医療費の 支給に関する事務であって主務省令で定 めるもの	児童福祉法第24条の22に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で 定めるもの
9	市町村長	番号法第19条第7号 別表第2 第17項	予防接種法による給付(同法第15条第1 項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する 給付の支給に関する情報であって主務省令で定 めるもの
10	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第2 第22項	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律による入院措置に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第30 条の2に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
11	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第2 第26項	生活保護法による保護の決定及び実施 又は徴収金の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
12	市町村長	番号法第19条第7号 別表第2 第27項	地方税法その他の地方税に関する法律 及びこれらの法律に基づく条例による地 方税の賦課徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
13	日本私立学校振興· 共済事業団	番号法第19条第7号 別表第2 第33項	私立学校教職員共済法による短期給付 の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
14	国家公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第2 第39項	国家公務員共済組合法による短期給付 の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
15	市町村長又は国民健 康保険組合	番号法第19条第7号 別表第2 第42項	国民健康保険法による保険給付の支給 又は保険料の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
16	市町村長又は国民健 康保険組合	番号法第19条第7号 別表第2 第43項	国民健康保険法による保険給付の支給 に関する事務であって主務省令で定める もの	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による保険の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
17	地方公務員共済組合	番号法第19条第7号 別表第2 第58項	地方公務員等共済組合法による短期給 付の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
18	市町村長	番号法第19条第7号 別表第2 第62項	老人福祉法による費用の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
19	厚生労働大臣	番号法第19条第7号 別表第2 第78項	雇用保険法による傷病手当の支給に関す る事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法第37条第8項に規定する他の法令に よる給付の支給に関する情報であって主務省令 で定めるもの

別紙1「特定個人情報の提供先一覧」 (2/2)

	提供先※	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
20	後期高齢者医療広域 連合	番号法第19条第7号 別表第2 第80項	高齢者の医療の確保に関する法律による 後期高齢者医療給付の支給又は保険料 の徴収に関する事務であって主務省令で 定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
21	都道府県知事等	番号法第19条第7号 別表第2 第87項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
22	市町村長	番号法第19条第7号 別表第2 第93項	介護保険法による保険給付の支給又は 地域支援事業の実施に関する事務であっ て主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定め るもの
23	都道府県知事又は保 健所を設置する市の 長	番号法第19条第7号 別表第2 第97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律第39条第1項に規定する他の法律に よる医療に関する給付の支給に関する情報で あって主務省令で定めるもの
24	独立行政法人日本学 生支援機構	番号法第19条第7号 別表第2 第106項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務 省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する 給付の支給に関する情報であって主務省令で定 めるもの
25	都道府県知事又は市 町村長	番号法第19条第7号 別表第2 第109項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援 給付の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律第7条に規定する他の法令により 行われる給付の支給に関する情報であって主務 省令で定めるもの
26	都道府県知事	番号法第19条第7号 別表第2 第120項		難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

<sup>※</sup>当組合は、健康保険法の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。 情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当組合であるが、情報提供 ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。 ここでは、支払基金が情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報を提供する提供先を記載している。